

令和3年2月 第2回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和3年2月10日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和3年2月10日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

| 議席番号 | 氏 名   | 議席番号 | 氏 名   | 議席番号 | 氏 名   |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1    | 須藤敏規君 | 2    | 浜野 亘君 | 3    | 永田勝美君 |
| 4    | 長谷川忠君 | 5    | 阿部 豊君 | 6    | 永安文男君 |
| 7    | 橋本義雄君 | 8    | 平田康範君 | 9    | 淡田邦夫君 |
| 10   | 川副善敬君 |      |       |      |       |

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

| 職 名           | 氏 名   | 職 名     | 氏 名   | 職 名    | 氏 名   |
|---------------|-------|---------|-------|--------|-------|
| 町 長           | 古庄 剛君 | 副 町 長   | 中村義治君 | 教 育 長  | 黒川雅孝君 |
| 総務理事兼<br>事業理事 | 松本孝雄君 | 建 設 課 長 | 川崎順二君 | 産業経済課長 | 藤永尊生君 |

7. 職務のための出席者職氏名

| 職 名    | 氏 名   | 職 名     | 氏 名   |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 松本典子君 | 議会事務局書記 | 濱野 聡君 |

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第4号 工事請負変更契約締結の件

(令和元年度 令和元年災391-101中川原地区農業用施設災害復旧工事)

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和3年2月第2回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。

本日令和3年2月の佐々町議会の第2回の臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中に全員御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、案件につきましては、工事請負変更契約締結の件の1件でございます。どうぞ御審議をいただきまして、御決定をいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、4番、長谷川忠君、5番、阿部豊君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会議については、先ほど配布しました議事日程表のとおり、2月10日、本日1日間にしたいと思います。

日程について説明を行います。

本日は、議案第4号 工事請負変更契約締結の件の1議案を上程、その後閉会の予定です。

お諮りをします。本臨時会の会期は2月10日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期日程は1日間に決定しました。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めます。

— 日程第3 議案第4号 工事請負変更契約締結の件

(令和元年度 令和元年災391-101中川原地区農業用施設災害復旧工事) —

議 長(川副 善敬 君)

日程第3、議案第4号 工事請負変更契約締結の件 令和元年度 令和元年災 391-101 中川原地区農業用施設災害復旧工事)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第4号 朗読)

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長(川副 善敬 君)

産業経済課長。

産業経済課長(藤永 尊生 君)

それでは、議案書のかがみをめくっていただきまして、次ページになります。

別紙になりますが、工事名、変更前、令和元年度令和元年災391-101中川原地区農業用施設災害復旧工事、変更後、変更前に同じでございます。

工事概要、変更前、ゴム引布撤去・設置(新設)工・仮設工一式、変更後、ゴム引布撤去・設置(新設)工・仮設工・転回広場一式。

契約方法、変更前、指名競争入札による落札者と契約、変更後、現契約者と随意契約。

契約金額、変更前、1億3,398万円(うち消費税1,218万円)、変更後、1億4,503万5,000円(うち消費税1,318万5,000円)。

契約相手人、変更前、佐々町小浦免57番地1、株式会社森建設佐々営業所 所長 森理恵、変更後、変更前に同じでございます。

工期、変更前、自令和2年3月27日、至令和3年2月26日、変更前、変更後に同じでございます。

提案理由、令和2年3月27日議案第37号で可決されました本契約について、契約金額の変更が生じたので、請負契約の変更を行うものです。

続きまして、資料のほう添付をしておりますが、まず、今回増額になっております内容につきまして説明のほうをさせていただきます。

まず、今回の事業計画内容は、国との事前協議の折、工事を抑えるように指示されていたため、運搬での計上を最小限に抑え、バック走行で傾斜部を上るように計画していましたが、現地でスリップし、危険性がみられ、車両の安全を確保するため、車両転回広場を設置したものです。また、転回広場の大型車両通行時の地盤沈下を防止するため、敷鉄板を施工しました。また、工事費を抑えるため、使用クレーンの機種を50トンクレーンから25トンクレーンに変更

しましたが、大型土のう設置に施工できない箇所があり、作業ヤードを延長し対応したものです。

また、仮仮設工のヒューム管保護のため、管上部にかさ上げ盛土を施工したものです。

以上が追加した内容となりますが、資料のほうで箇所の説明をさせていただきますので、御覧ください。

まず、左上の図面、平面図になりますが、上のほうが国道側として、下のほうが清峰高校側として見ていただきます。右手が上流となり、左手が下流となりますが、下のほう、黄色で示している箇所が河川内に侵入するもので、作業道路となります。上流の青色で囲っていますところが、ラバー堰の袋体を設置する仮締切としているものでございます。

次に、次ページに写真のほうを付けていますので、あわせて御覧いただきたいと思います。

その図面の作業道路を拡大したものを図面右手のほうに示しております。工事中道路平面図になりますが、色付けの赤色の箇所が増加したものでございます。まず、赤文字で大型車両転回広場として、追加を赤色で塗っているものですが、黄色は当初計画の工事中道路となります。また、敷鉄板の追加もこちらのほうで行ったものです。写真では、用紙の右下にあるのが転回広場となります。

次に、作業ヤードの延長ですが、工事中道路の先端部で赤色で示したところとなります。

次に、仮設排水管保護の盛土工の増加ですが、工事中道路の中ほどに位置しているもので、工事中道路のAからA´としたものを平面の断面として、図面の下段のほうに示しております。写真では、用紙の左下になるものです。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

## 議 長 (川副 善敬 君)

これから質疑を行います。

5番。

## 5 番 (阿部 豊 君)

変更内容うんぬんについては、先般の補正の際に確認させていただいたので、十分承知もしておりますし、元年災の災害復旧工事ということで、当然、設計に対する変更は、発注をし、現場に施工入られれば、設計どおりに100%行われるということはずね、なかなか難しいと。土坑で掘れば岩が出たり、軟弱地盤であったりと、安全施工するにあたって、変更はやむを得ないですということで、重々承知しているつもりでございます。

ましてや、今回の変更においては、現場内の運搬道、作業ヤード、安全確保ということで、当初スタートした時点で、災害復旧工事の安全施工ということで、重々やむを得ない変更であるということも承知いたします。

私が何を申し上げたいかと申しますと、契約は令和2年3月27日から、本年、今月ですね、2月26日までの1年間の長期にわたる大型工事でございます。変更額は1,105万5,000円。工事額に対して8.25パーセントということで、20パーセント以内ということで、そう大きな変更ではないんですけれども、金額が金額だけに、変更額も1,000万を超えている。

これはですよ、スタート時点で変更が行われたというふうに私は推察するんですけれども、予算は先般の先週2月3日に補正をなされた。増額補正に対して予算が不足していたという事態が発生した、それで今回、変更契約の議案が上がってきた。プロセス、手順としておかしくないかということをお私に申し上げたい。

補助事業、私も担当しておりましたんで、OBですから、重々承知しております。補助率も99.4%という高い補助率をいただいて変更するわけですから、その変更を認めていただくために、国県との協議は事前に重々行われ、ましてや予算を確保し、そういった諸準備が整わない

と現場は動かない、動かさないというのが私の認識であります。結果として、もう本日は2月10日、工期ももう終わろうとしております。このタイミングで、補正、先週の補正なり、今回の契約締結議案が上程されるということは、プロセスとして、これが正常なのかということ伺いたい。予算においては災害ですから、専決や予備費充用等の措置も認められるわけですよ。緊急性を要する安全。様々な手順が、まあ、議決は、議案を上げていただいて、臨時会を早期に行っていたら、当然、スムーズに行くわけですよ。これは、終わった状況の中議案が出されて、我々は、議決を求められるという行為、このプロセスが正常であり、この1,000万からの増額がどこの時点で判明し、現場に指示をされ、業者さんは信頼関係のもと施工されたと思います。ましてや安全な工事を施工する際における手順もなされると思いますが、1,000万の増額が動いているわけです。どのような指示のもとで動いてきたのかということに私は疑義がありますので、そここのところは確認をさせていただきたい。

議 長 (川副 善敬 君)

産業経済課長。

産業経済課長 (藤永 尊生 君)

御質問されました内容につきましては、この件につきましては、施工、工期等の変りもありまして、事業進捗のほうを図りながら、工事を中断することなく工事を進めている状況です。このため、協議簿に基づきまして、発注者と受注者が対等の立場という形で合意をしながら、相互了解をしたうえで工事を進めているといった形で進めてきました。

それで、予算につきましては、1月下旬頃に不足という形のほうに分かりまして、工事用道路、大型土のうの一部、撤去工事等の予算措置を補正という形で行ったという形になります。

不足分につきましては、補正予算のほうで242万2,000円のほうで計上させていただいたところでございます。そういった形で、業者との打ち合わせも行いながらということで進めてきましたが、その中で協議という形で今回までの工事のところを進めさせていただいて、予算のところも見てきたところが不足したという形で、今回の分の補正予算という形での計上をさせていただいたところでございます。

すいません、以上です。

議 長 (川副 善敬 君)

5番。

5 番 (阿部 豊 君)

1月とおっしゃられましたよね。3月発注してすぐの段階での修正がかからないと、実行にかかれない、積算をしないと補助をいただく、国県からの補助を99.4パーセントの補助率、増高申請されたんでしょう。施設災害ですから、高い補助率をいただいている、しかしながら、交付決定をいただいた補助額を増額して枠をいただかんといかん。この手続きのためには、積算するわけですよ。早く補助を確保しないと、許認可をいただかん動かせないわけですよ、現場が。ましてや1,000万ですよ。単独でする覚悟のもと、現場は動いたのか。滞りなく仕事をしなければいけないというのは当然であり、工期の関係もありますから、現場はストップできない。増額になるというのは早期に分かっていたことではないかということ、私は申し上げたいし、そのために国県との協議は早期に行い、そこを確保し、のちにそれを確保されたのちには、当庁の予算も確保するという手続きは、スタート当初から、一番最初にしなければ現場が困ると。当然ですよ、契約の相手方との審議に基づいて、そういった変更をかけると

いうのは当然であり、最終的には、変更申込書は町のほうがするわけですから、業者さんのほうにですね。

私が申し上げたいのは、積算が判明したのが1月のというような課長答弁ですけど、そうじゃないんじゃないですか。早期に判明しとかんと動かせないことですよ。国と県との協議もできないし、予算の裏付けもなく現場の指示を出して、1,000万からの増額の指示が、工事が動いていたのかということが、私は納得いかない。町長、副町長、事業理事、私の質疑がおかしいでしょうか。存じあげられていたタイミングを答弁いただければと思いますので、再質問させていただきます。

議 長 (川副 善敬 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

大変このことにつきましては、議員の皆様にお迷惑をおかけしているところでございます。

先ほど課長が申しましたように、この工事変更の、今、阿部議員がおっしゃったプロセスですね、実際的には取付転回道路というのは、やはり早く分かなければならないわけですね、実際的には、この転回をしなければ工事が進まないわけですから、一方、片一方では不便でっていうことで、転回道路を付けてくれっていうことで、変更を頼む、国県のほうに申出をたぶん、やっていると思います。事業者と一緒にですね。そしたら、そこでこの内容額、どうなったのかっていうとは、ちょっと私も分からないんですけど、工事の協議書とかいろいろあると思います。その中で、たぶん、話し合いながら、工事が中断しないようにと言いますか、そういうことで進めてずっと事業をやっていたんじゃないかと私は思う。そういうことで、この契約変更というのは、やはり議会に、議会の皆様方にお諮りしなきゃならないということで、そこを軽微なものは、先にどんどん進めてやっていくと、仕事をですね、やらなければもう、実際的に取り口が田植え時期っていいですか、そういうことで間に合わないともあったと思うんですけど、そういうことで、現状はそういうことでやりながら、協議簿の中で軽微な変更はして、国からの事前の許可を、国からこういうことで、転回道路をするということで許可を取っていたんじゃないかと、そういうことで、ただ、阿部議員がおっしゃるとおり、この契約の変更がですね、大変工事に対して遅かったというのはゆがめないと思います。ただ、全体的な変更を一括でやろうという考えがあったのかどうかですね、ちょっと私もそこは分からないんですけど、そういう方向性でやっているのか、ないのかなということで、今思っているところで、大変この追加した工事内容というのは、やはり早くですね、皆さん方にお示しして、こういうことをしましたよと、委員会でもですね、報告をしとけばよかつたんじゃないかと思っておりますけど、これが報告をしてなかったということで、大変申し訳なく思っているところでございます。そういうことで、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (川副 善敬 君)

総務理事兼事業理事。

総務理事兼事業理事 (松本 孝雄 君)

5番議員さんの御指摘も、なかなか我々も答弁に苦しいところがございますけども、3月に契約締結をお願いして仕事がスタートしました。当然、メインはラバー堰の製作が主です。当然、契約をいただきますと、そのラバー堰の製作に入ってくると。御存じのように工場製作ですから、それにかかなりの時間かかると。そういったものを当然見ながら、現場に入るのは、まあ、製作期間中は出水期に入ります。ですから、秋口ぐらいからしか現場には入れないという

ことで、工程からいきますと、11月ぐらいからしか現場は入れなかったと。そこから実際の仮設工等の仕事に入ると、年内にそういった追加が必要だとか、それが対象になるのかどうかとか、県とか国との協議がそういった時期になってきたと思います。

御指摘のように早い時期にですね、そういったものを整えて、補正なりそういったもののご相談をすべきだったとは思っていますけども、なかなかそういううまくですね、そういったものが進むことができなかったということがあろうかと思っておりますけども、結果として遅くはなりましたけども、そういった事情があり、河川の工事でありますので、河川の占用の期限等もありますので、そういった時期的なものもあり、中断することが非常に難しかったということもありましたので、こういった経過になったということで御理解をいただければと思っています。以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

なるほど。仮設工、実際かかるのは年末辺りになって、スタート時点は3月ですけども、実際の現場の仮設工関係は年末、今、年明け早々ですから、そのタイミングになってしまったんだよということは、それは私の認識があれで、期間的にはこの間だったということで理解しました。

しかしながらですよ、やはり早期に、そこの分かった時点ですよ、増額が概算でいくらぐらいになるということは分かるはずなんですよ。そして、予算の確保、補助の確保、これを早急に手立てを行い、臨時議会が早ければ早いほど、あるべき姿は、そのタイミングじゃないかなと思うんですよ。いかんせん、若干遅いと。今後、このようなプロセスで執行側は行っていかれるのか、そこのところは再度、私はおかしいと思うもんです。そこを最後の確認をさせていただき、質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑をおかけしているわけでございますけど、やはりこれが分かった時点でもですね、やはり変更しなければならぬと、金額大きいわけでございますので、やはりこれは担当所管の委員会でもですね、報告して、こういう変更が生じますよということは、報告はやはりやっとなければならぬんじゃないかと。それを怠っているし、私のほうにもちょっと早く連絡があればよかったですけど、そこら辺がですね、変更なかったと。

それから予算的にも、そういうことでよくですね、精査して、報告を、要求をしとけばよかったですけど、これも分かってからの要求を後から、分からなくてですね、そのまま要求しているもんですから、それで皆さん方に御迷惑をして、こういう日にちになったということで、やはり大変御迷惑をおかけしたと思っておりますし、これから十分ですね、そういういことについては注意しながらやるように、担当課のほうにもそういうことでお願いをしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

私はですね、今回の井堰の改修の経過について伺いたいのですけれども、これまで自然災害による井堰の損傷というのは、もう頻繁に起きていますよね。実際にこの場所での中川原免でのこの井堰については、いわゆる改修というのは何回目なのかですね。佐々川関係のその井堰の改修というのは、何か所やられたのかですね。

それから、実際にこの中川原井堰の改修が、以前にそういう災害復旧が行われているとすれば、それから何年ぐらい経っているのかですね、そのことについて最初にお答えいただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ただ今の御質問でございますが、佐々川のほうの井堰につきましては、ラバー井堰のほうは5つございますが、今回の大新田井堰につきましては、改修という形は、大型という形ではもちろん初めてにはなりません。

それで、少々の補修という形は何度かあっておりますけれども、すいません、ちょっと数までは、ちょっと今分かりませんが、何度かのそういった補修のほうは行っているという形です。

ほかの井堰につきましても——（議長「ちょっと分かるようにゆっくり、はっきり言うてください。」）ほかの井堰につきましても、大型の改修という形はなかったんですけども、一つ先の災害のほうでも1件対応をさせていただいたところで、大型という形の分の補修のほうはさせていただいております。

それと、ほかのところにつきましても、大型の補修というのはしておりませんが、小さいその補修ですね、そういったところはそれぞれあっているという形ですけども、それについても、すいません、何回かとかいう回数の方は分かりませんが、行われているという形になります。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今回のいわゆる契約関係の問題点については、先ほど5番議員のほうからありましたように、議会に対する報告が適切に行われていなかったのではないかとという点で私も考えます。

あわせてですね、そのラバー井堰の問題についてですね、以前に質問したこともあるかと思うんですが、災害ですから、現状復旧原則っていうのがあると思うんですけども、実際には、頻繁に、そのラバー井堰の損傷というのは起きて、相当額の費用もかかるという点でいうと、今後はですね、ラバー井堰をどういうふうにしていくつもりかと。やはりそれに代わるその対応というのを、検討を急がないといけないのではないかとということを考えるんですけども、町長いかが思われますか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。



町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員の御質問でございますけど、たぶん、佐々川に5か所のラバー井堰があるんじゃないかと。そういうことで、栗林の井堰につきましては、何年か前ですね、修理を行いました、きちっとやりまして、今回また中川原免の井堰を新設っていいですか、やり替えたっていうことで、あと3か所についてももう耐用年数がきています。これはもうそういうことで、我々もですね、やはりこの井堰がないと、やはり田んぼ等の水が上がらないわけですから、我々も十分気をつけないといけないということを思っていますし、これがこの前、去年の10月ですかね、県のほうにも陳情っていいですか、県知事陳情にもそういうラバー井堰についても上げておりますので、やはり町としましてもやはり、これはものすごくお金がかかるということでございますので、町としてもそういう陳情を続けながらですね、ラバー井堰についてはやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 工事請負変更契約締結の件 令和元年度 令和元年災 391-101中川原地区農業用施設災害復旧工事）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決しました。

以上で、本臨時会に付された案件は全て終了しました。

閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

町長。

— 閉会 —

町 長（古庄 剛 君）

それでは、お礼の挨拶をさせていただきたいと思います。

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案いたしました1件の議案につきまして、慎重審議をいただきまして、適切な御決定をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど議長からもお話がありましたように、新型コロナウイルスの緊急事態宣言の解除ということでやっていますが、やはり依然として医療体制がひっ迫しているという中でございますので、やはり感染対策っていうのは大変重要でありまして、また人の流れを抑制する措置なども引き続きやっていかなければならないということで、3月7日までの延長が、1か月延長がされているわけでございます。

この件につきましても、長崎県でもこういうことで示されておりますので、本町としましても、やはり新型コロナウイルスの感染症の終息に向けてですね、感染症の拡大防止のためにつ

とめなければならないと考えておりますので、住民の皆様にはですね、引き続き、マスクを着用するとか、それからこまめに手洗いをするとか、徹底をしていただくようお願いをしたいと思いますし、やはり県外との行き来っていいですか、往来についても自粛をしていただきますようお願いしたいということで考えておりますので、今後とも皆様方にも御協力いただきますようによろしくお願い申し上げまして、簡単措辞でございますけど、閉会にあたりましてのお礼の言葉に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

**議 長（川副 善敬 君）**

私から一言お礼を申し上げます。

本日は臨時会の案件は1件でございましたけれども、変更議案ということで、農業者の方の利便性も考えながら、本日提案され、皆さんの御協力で可決されました。

今、町長が申しましたように、コロナにつきましても感染者数は減っておりますけれども、まだまだ予断を許さない状況でございます。

そして、また、きのうきょうのメディア、新聞等、テレビ等を見ますと、ワクチン接種についてはファイザー社の提供の接種数が、接種の本数が少なくなるということでありました。しかしながら、自治体が連携地区ということで、佐々町も診療所及び自治体職員、訪問看護、そういう医療関係者の皆さんのワクチンが始まるということでございます。一日も早くコロナが落ち着きまして、安心した生活ができるように、町民の皆様ができますように祈念いたしまして、お礼の言葉にさせていただきます。ありがとうございました。どうもお疲れ様でした。

以上で、令和3年第2回佐々町臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

(10時34分 閉会)